

公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程

2007年4月2日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学組織規程第14条第2項の規定に基づいて、公立大学法人神戸市外国語大学に置く教育研究評議会の組織、議事の手続その他教育研究評議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての市長に対して述べる意見に関する事項（法人の経営に関する部分を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する部分を除く。）
- (3) 学則・大学院学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する方針に係る事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、神戸市外国語大学の教育研究に関する重要事項（教育研究上の基本となる学部又は大学院研究科等の組織、学科、専攻、外国学研究所若しくはその他の教育研究上重要な施設の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。）

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する役員（監事を除く。） 3人以内
- (4) 学生支援部長
- (5) 大学院研究科長
- (6) 外国学研究所長
- (7) 学術情報センター長
- (8) キャリアサポートセンター長
- (9) 教職支援センター長
- (10) 国際交流センター長
- (11) 地域連携推進センター長
- (12) 外国語学部の各学科・グループの代表 7人
- (13) 教育研究評議会の下に設置する専門委員会の長

(14) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が委嘱する者 2人以内

(任期)

第4条 前条第9号に規定する評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、評議員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 教育研究評議会は、学長が招集する。

2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を記載した書面を学長に提出して教育研究評議会の招集を請求したときは、教育研究評議会を招集しなければならない。

3 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 教育研究評議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(特別委員会・専門委員会)

第8条 教育研究評議会は、必要に応じその職掌に属する事項について教育研究評議会を助け、又はその一部を代わって行わせるために、特別委員会若しくは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、評議員でない教員その他の職員を加えることができる。

(報告)

第9条 教育研究評議会は、必要に応じて、その審議の結果を理事会等に報告するものとする。

(庶務)

第10条 教育研究評議会の庶務は、事務局経営企画室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会が行う。

2 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、議長が教育研究評議会に諮って定める。

附 則

この規程は、2007年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年9月1日から施行する。